

第2期

概要版

西条市 子ども・子育て 支援事業計画



子どもと 家庭と 地域が
伸び伸び育つまちづくり
を目指して



令和2年3月

西条市

計画策定の概要

1 計画策定の背景

全国的な少子高齢化のさらなる進行、核家族化や地域のつながりの希薄化などが進むだけでなく、働き方の多様化など、子どもや子育て家庭をめぐる環境は大きく変化し、保護者の子育てへの不安感や負担感、孤立感の高まりにつながっています。また、子どもにおいても、自己肯定感や社会性を身につける機会の減少にもつながるなど、子どもの育ちに大きな影響が懸念されています。



こうしたなか、平成27年3月に策定した「西条市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で計画期間を終了することから、これまでの取組の成果、課題などを踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応しながら、引き続き施策を推進するため「第2期西条市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」とします。）を策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて策定しています。また、「第2期西条市総合計画」を上位計画とし、分野横断的に子ども・子育て支援を充実させていくものとします。

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

年度	平成27	28	29	30	平成31 令和元	令和2	3	4	5	6
西条市子ども・子育て支援事業計画	前期計画					第2期計画				

3 計画の策定体制

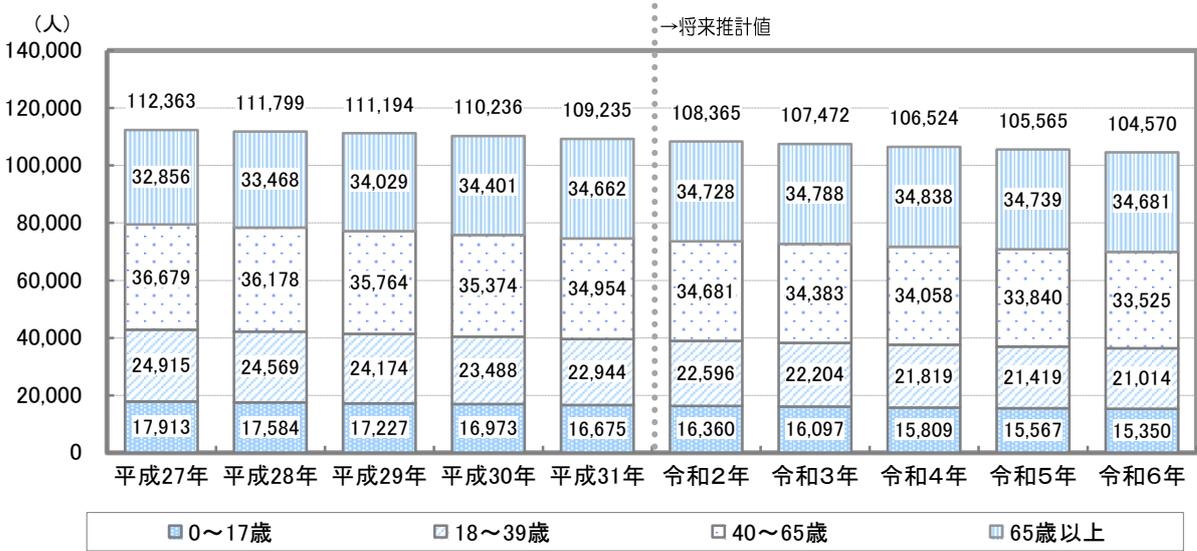
本計画は、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析とニーズ調査の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行いました。また、計画策定の段階から西条市子ども・子育て会議にて審議を行い、計画づくりを進めるとともに、計画素案を公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 西条市における概況

本市の人口は減少傾向が続いており、0歳～17歳の子ども、親世代に相当する18～39歳も同様の状況にあります。今後の人口予測でも少子高齢化がより一層進むものと考えられます。

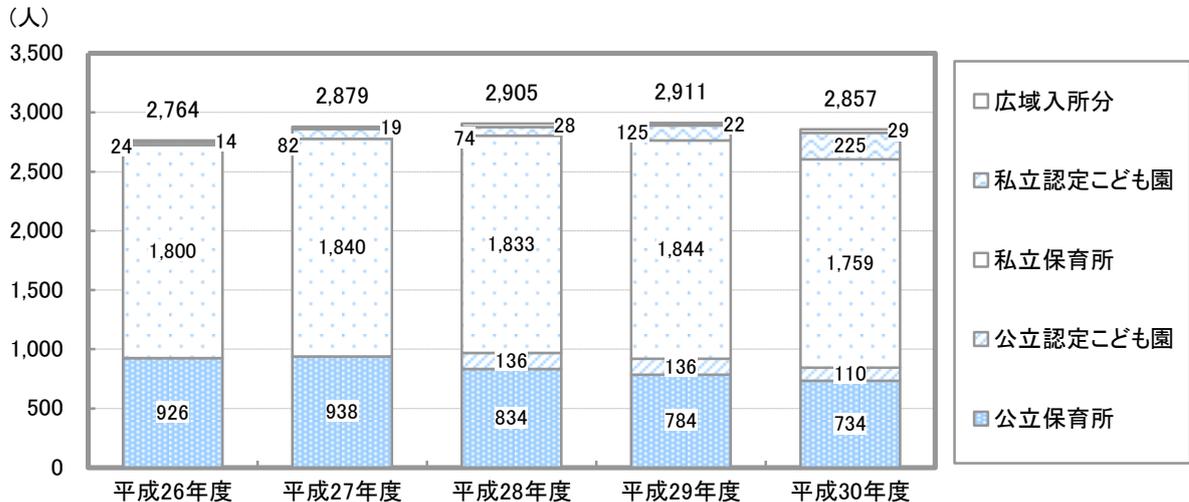
人口の推移と今後の予測



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、西条市推計

市内の保育所、認定こども園への平均入所者数は毎年2,900人前後で推移しています。保育所、認定こども園など教育・保育事業については、定員総数が徐々に拡充されており、保育所待機児童数は令和元年度現在もゼロとなっています。

保育所・認定こども園の平均入所者数



資料：保育・幼稚園課

2 子ども・子育て支援に関する市民の意識

子育て中の保護者の意識を反映した計画となるように、就学前児童や小学生の保護者を対象にアンケート形式のニーズ調査を実施し、策定の基礎資料としました。

主なアンケート結果

- フルタイム、パート・アルバイトなどで働いている母親が前回調査より大きく増加しており、現在働いていない母親についても就労を希望する人が増加しています。これに関連して、「子育てと両立させながら仕事をしたい」という人が増えています。
- 今後利用したい施設は、「保育所(園)」「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」の順となっています。また、施設を選ぶときに重視することは「自宅からの距離」「職員の対応の良さ」「施設環境」「送り迎えのしやすさ」の順となっています。
- 子育てについては「楽しい」「まあ楽しい」と答える人が90%以上、子育てを地域の人に支えられているという実感がある人は70%前後を占めています。
- 子どもに関する悩みや気になることは、「食事や栄養」「子どもの教育」「病気や発育発達」「子どもの友だちづきあい」など、保護者自身の悩みや気になることは「自分の時間が十分取れない」「子育てにかかる出費がかさむ」などが多くみられます。
- 子どもに対する支援として、「生活や就学のための経済的支援」や「進学や資格を取るための発展的な学習の支援」をあげる人が多く、子育てをする上で必要としたり重要と思う支援では「仕事と子育ての両立を図る支援サービスが利用しやすいこと」、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」「悩みごとを相談できること」などが多くみられます。

子どもや子育てに対する支援の希望（抜粋）

	子どもに対する支援として あればよいと思うもの		子育てをする上で必要としたり、 重要だと思う支援		
	就学前	小学生	就学前	小学生	
生活や就学のための経済的支援	53.1%	43.9%	仕事と子育ての両立を図る支援サービスが利用しやすいこと	69.0%	43.5%
仲間と出会え、一緒に活動できる場所	45.1%	35.2%	子どもの就学にかかる費用が軽減されること	68.4%	62.6%
保護者が家にいないときに子どもを預かる場や家事支援等のサービス	45.0%	24.1%	子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること	50.9%	42.0%
進学や資格を取るための発展的な学習の支援	43.1%	53.5%	事情があったときに、一時的に子どもを預けられること	43.4%	28.1%
地域における子どもの居場所の提供	41.5%	27.5%	住宅を探すための支援を受けられたり、住宅費を軽減されること	28.5%	16.9%
読み書き計算などの基礎的な学習への支援	38.5%	26.8%	病気や障がいのことなどについて専門的な支援を受けられること	28.2%	26.8%

資料：西条市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

計画の基本的な考え方

1 めざす姿

子どもや子育て家庭をめぐる環境は依然として厳しく、子育てに対する不安や孤立感を感じる保護者は少なくありません。また、子どもを生み育てたいという個人の希望がかなうようにするために、社会全体で支援することが強く求められています。

本計画では、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会全体が子どもや子育て家庭に寄り添い、互いに協力して子育て支援に取り組むとともに、子どもの最善の利益が実現されること、また子育てをとおして保護者自身も親として育まれていくようなまちづくりを目指します。

子どもと家庭と地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して



2 計画の基本理念

子どもの人権の尊重

「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの育ちの過程に応じた支援を行います。

すべての子どもと子育て家庭の支援

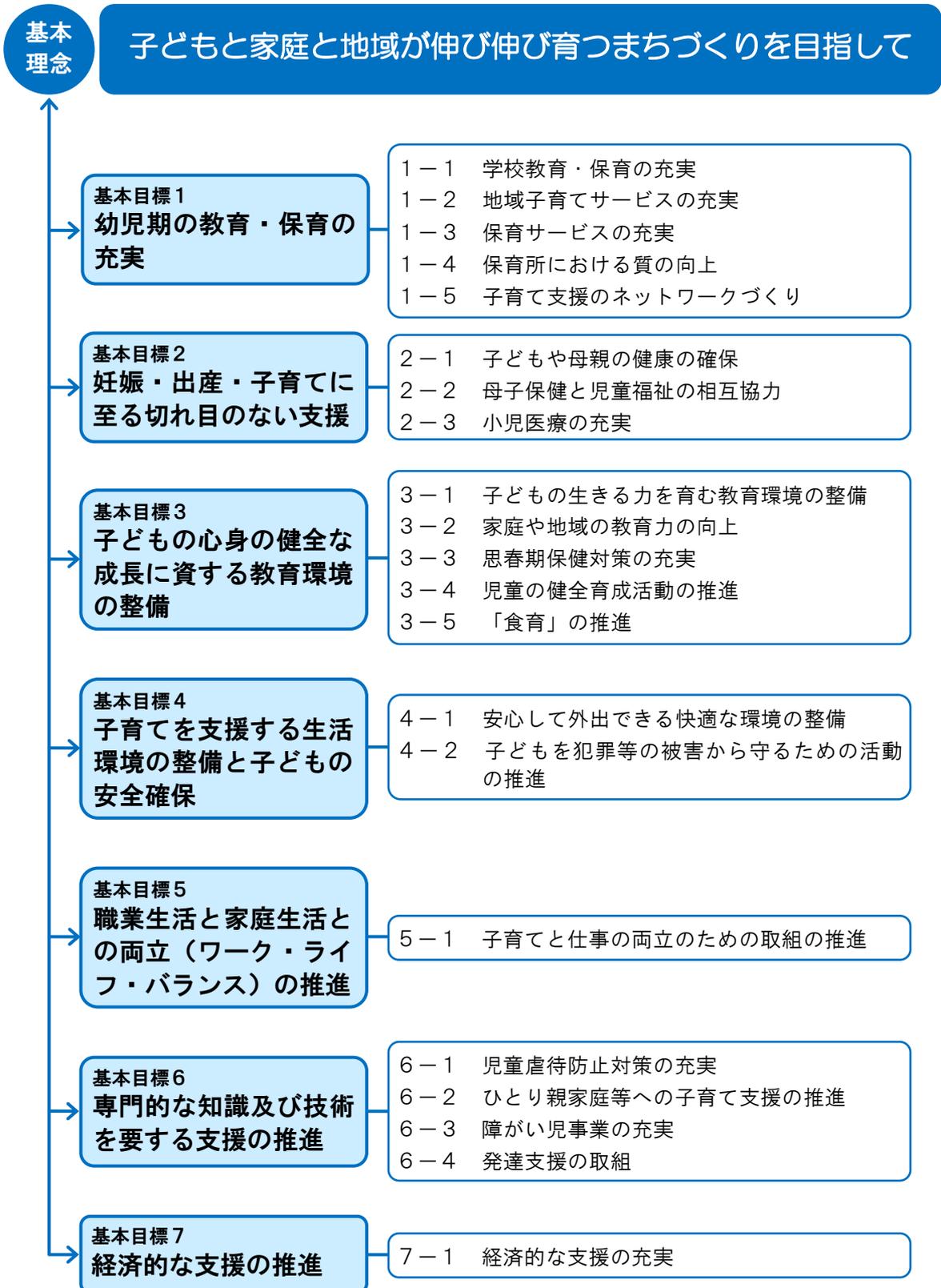
「父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有する」との基本認識を念頭に、就労状況や性別などにより様々な状況が異なる保護者に寄り添い、安心して子育てができるよう支援します。

地域社会全体での子育て支援

子育てに関わるすべての人がその喜びを感じるために、家庭・地域・企業・行政などが連携して、社会全体で子育てを支援していきます。

基本目標と施策の展開

《施策の体系》



基本目標 1 幼児期の教育・保育の充実

少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルや価値観の変化のなかで、多様化する子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえ、教育・保育環境の整備を図ります。

現行の保育サービスの見直し・充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の子育てに関する情報を提供するほか、次代を担う子どもと子育て家庭を地域全体で支え合うため、地域住民による自主的な活動の輪を広げ、ネットワークの形成を推進します。



推進施策 1-1 学校教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 認定こども園 保育所 地域型保育事業
推進施策 1-2 地域子育てサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点事業の充実（地域子育て支援センターの推進） 新・放課後子ども総合プランの推進 放課後子ども教室推進事業 放課後児童健全育成事業 ファミリー・サポート・センター事業 児童館管理運営事業 子育て・子育て等に関する啓発事業 子育て支援託児事業 読み聞かせ事業 利用者支援事業 産前産後ヘルパー派遣事業
推進施策 1-3 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 通常保育 延長保育 一時預かり事業 障がい児保育 障がい児交流保育 休日保育 病児・病後児保育事業（乳幼児健康支援デイサービス事業） 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） 幼稚園における預かり保育 保育所における低年齢児保育 広域入所の実施 保育所地域活動事業 私立保育所施設整備補助
推進施策 1-4 保育所における質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践の改善・向上 子どもの健康及び安全の確保 保育士等の資質・専門性の向上 保育を支える基盤の強化
推進施策 1-5 子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 子育てハンドブックによる情報提供 わくわく子育て応援サイト ハピ♡すく

基本目標 2 妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援

子どもの健やかな心身の成長は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。子どもを安心して生み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制の充実を図るとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や情報提供に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

さらに、一人ひとりに合わせたきめ細かな保健サービスの提供とともに、必要な時に適切な医療が受けられるよう、小児医療体制の充実を図り、保健・医療の連携を強化します。

推進施策 2-1 子どもや母親の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健推進体制（すこやか親子推進連絡会議） 妊婦健診 乳児健診 3か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診 5歳児相談事業 乳幼児相談 新米パパママ学級 育児支援事業 乳幼児発達相談事業 こんにちは赤ちゃん事業 家庭訪問指導事業 特定不妊治療助成事業 妊婦歯科健診 予防接種事業
推進施策 2-2 母子保健と児童福祉の相互協力	<ul style="list-style-type: none"> 保育サービスと母子保健との連携 子育て世代包括支援センター事業

推進施策 2-3 小児医療の充実	・小児医療体制の充実
---------------------	------------

基本目標 3 子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備

次代の親を育成する観点から、子どもや家庭をもつことの意義や重要性について理解を深めるため、子どもの発達段階に応じ適切な子育てができるよう、親子のきずなを深める体験・交流活動などの機会の充実を図ります。

また、幼少時からの食生活・生活習慣や、思春期における性感染症や薬物使用などに関する正しい知識の普及・啓発に努め、子どもを含めた市民に対する保健予防を推進します。

推進施策 3-1 子どもの生きる力を育む 教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「確かな学力」と「豊かな心」の育成 ・特別支援教育（障がい児教育）の推進 ・学校評議員活動の充実 ・学校施設の整備（小中学校施設長寿命化事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な教育の推進 ・防災教育（12歳教育）の推進 ・幼児教育の推進
推進施策 3-2 家庭や地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業の推進 ・家庭教育の推進 ・通学合宿事業 ・郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て学習講座 ・親子ふれあい交流体験事業 ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
推進施策 3-3 思春期保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期保健対策の推進 ・次代の親づくりの推進 	
推進施策 3-4 児童の健全育成活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成センター事業の推進 ・ハートなんでも相談員設置事業 ・いじめ・不登校対策の充実 ・愛護班連絡協議会の活動 ・VYS活動支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談室事業 ・スクールカウンセラー活用事業 ・青少年健全育成協議会の活動 ・西条市PTA連合会の活動
推進施策 3-5 「食育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進 ・学校教育における食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所における食育の推進

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全の確保

子どもが安心して過ごせる、また子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。住み慣れた地域において交通事故や凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について関係機関・団体と連携した取組を推進します。

また、子どもをはじめ、地域の人すべてが安全に、かつ安心して外出し、様々な社会活動に参加できるよう、道路交通環境の安全確保をはじめ、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化などの環境整備を推進します。

推進施策 4-1 安心して外出できる快適な環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園等設置・管理運営事業の推進 ・公共施設への授乳室の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の保全と活用 ・公営住宅への優先入居促進
推進施策 4-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全確保の推進 ・警察・学校・地域等関係機関とのネットワークの充実 ・「まもるくんの家」設置事業の推進 ・防犯体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯機器等の整備 ・交通安全教室の開催 ・防犯灯の整備促進

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

子育てしやすい就労環境を促進するため、育児休業などの各種法制度の普及・定着や、子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し子育てに対する理解や協力を働きかけ、男女がともに子育ての楽しさと難しさを共有することができる就労環境の整備に努めます。

推進施策 5-1 子育てと仕事の両立のための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 働き方の見直しについての意識啓発 子育てしやすい職場環境づくりの推進 子育てと仕事の両立支援
---------------------------------------	--

基本目標 6 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

障がいのある子ども一人ひとりが、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、福祉、医療、教育等の各分野が一体となり、社会全体として障がいのある子どもたちの自立を生涯にわたって支援する体制づくりを図ります。

家庭・地域・学校など様々な場面において、子どもの権利に対する理解を深め、児童虐待の防止等に努めるとともに、子どもの人権が侵害されないよう、適切な対応を図る相談支援体制など対策の充実を図ります。

推進施策 6-1 児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会
推進施策 6-2 ひとり親家庭等への子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設管理運営事業 母子家庭等自立支援給付金（教育訓練、高等職業訓練） 母子父子寡婦福祉資金の貸付 児童扶養手当支給 ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣事業 母子・父子自立支援員による自立支援 母子家庭・父子家庭小口資金貸付事業 ひとり親家庭等新入学児童祝金支給事業
推進施策 6-3 障がい児事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特別児童扶養手当 障害児通所事業（児童発達支援及び放課後デイサービス） 地域生活支援事業 在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当 障害児福祉手当 補装具費や日常生活用具の給付 障害者紙おむつ等の支給
推進施策 6-4 発達支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児発達相談事業（再掲） 小学校での支援 保育所・幼稚園での支援 東部・西部ウイングサポートセンター

基本目標 7 経済的な支援の推進

子育てに必要な費用は教育、保育、医療等多岐にわたり、子育てに関する経済支援は二一ズの高い分野です。特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などは、より多くの支援を必要としています。日常生活全般における精神的・経済的負担の軽減を図るため、子育て家庭が経済的基盤を確立し、自立した生活を送ることができるよう、きめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

推進施策 7-1 経済的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> こども医療費助成 奨学金貸付事業 特別児童扶養手当（再掲） 出産育児一時金 児童手当支給 ひとり親世帯等医療費助成 就学援助事業 障害児福祉手当（再掲） 保育所保育料の軽減 愛顔(えがお)の子育て応援事業
------------------------------	---

子ども・子育て支援の提供体制

令和2年度から令和6年度の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の検討にあたっては、保護者を対象としたニーズ調査の結果、児童数の将来推計、教育・保育施設の配置状況、地域の実情等を踏まえ、設定しています。

1 教育・保育事業

①教育（1号認定、3～5歳）

既存の幼稚園と認定こども園、幼稚園から移行した認定こども園で確保します。



単位：人（利用定員）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	640	641	620	614	599
②確保量	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
特定教育・保育施設	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確認を受けない幼稚園	200	200	200	200	200
③過不足(②-①)	560	559	580	586	601

②保育（2号認定、3～5歳）

既存幼稚園の認定こども園化や預かり保育事業の実施・充実、民間の認定こども園・保育所(園)等の拡充など、提供体制の確保に努めます。

単位：人（利用定員）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,798	1,799	1,730	1,715	1,669
幼児期の学校教育の利用希望が強い	232	230	223	221	215
上記以外	1566	1569	1507	1494	1454
②確保量	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913
特定教育・保育施設	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913
③過不足(②-①)	115	114	183	198	244

③保育（3号認定、0～2歳）

民間の認定こども園や保育所（園）、地域型保育事業の拡充など、提供体制の確保に努めます。



単位：人（利用定員）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,115	1,086	1,091	1,068	1,047
0歳	125	122	119	117	114
1・2歳	990	964	972	951	933
②確保量	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076
0歳	231	231	231	231	231
特定教育・保育施設	213	213	213	213	213
特定地域型保育事業	18	18	18	18	18
1・2歳	845	845	845	845	845
特定教育・保育施設	792	792	792	792	792
特定地域型保育事業	53	53	53	53	53
保育利用率*	45.7%	46.9%	47.0%	47.9%	49.0%
③過不足(②-①)	-39	-10	-15	8	29
0歳	106	109	112	114	117
1・2歳	-145	-119	-127	-106	-88

*保育利用率：満3歳未満の児童数に占める3号認定の利用定員数（確保量）の割合

2 地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延長保育事業	認定こども園・保育所（園）で、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業	344人	340人	333人	329人	321人
一時預かり事業	在園児を対象に、幼稚園での通常の就園時間に加え、延長して預かる事業	延べ5,855人	延べ5,874人	延べ5,671人	延べ5,614人	延べ5,469人
	保護者の就労等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について一時的な保育を行う事業	延べ5,600人	延べ5,535人	延べ5,424人	延べ5,344人	延べ5,212人
子育て援助活動支援事業	育児など子育ての援助をしてほしい人と援助したい人が会員となる組織を設立し、地域の子育て援助活動を支援する事業	延べ1,295人	延べ1,267人	延べ1,239人	延べ1,214人	延べ1,185人
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童について、一定期間の養育を行う事業	延べ349人	延べ345人	延べ337人	延べ332人	延べ323人
病児・病後児保育事業	病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かる事業	病児・病後児対応型 延べ1,320人 体調不良児対応型 延べ103人	延べ1,305人 延べ102人	延べ1,279人 延べ100人	延べ1,260人 延べ99人	延べ1,229人 延べ96人

事業名	事業概要	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業	延べ18,820人 8か所	延べ18,602人 8か所	延べ18,230人 8か所	延べ17,962人 8か所	延べ17,516人 8か所
利用者支援事業	教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用についての相談に応じて情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業	基本型・特定型 1か所 母子保健型 2か所	2か所 2か所	2か所 2か所	2か所 2か所	2か所 2か所
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	679人	666人	652人	640人	621人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の養育能力を向上させるための支援を行う事業	28人	27人	26人	26人	25人
妊婦一般健康診査事業	妊婦の健診に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業	延べ9,067回	延べ8,901回	延べ8,710回	延べ8,544回	延べ8,294回
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業	1,873人	1,801人	1,756人	1,692人	1,673人

計画の推進に向けて

1 推進体制

福祉・保健・教育・医療などの関係各課が連携し、全庁的な体制のもと、本計画の推進を図ります。また、計画の推進は、家庭をはじめ、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

2 計画の進捗管理

計画の進捗管理については、関係団体や学識経験者、市民代表等からなる「西条市子ども子育て会議」において、計画の進捗状況を確認いただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただき、その後の計画推進に反映していきます。

第2期西条市子ども・子育て支援事業計画 (概要版)

令和2年3月

《編集・発行》 西条市 こども健康部 子育て支援課